

都南地域のし尿等の処理に関する盛岡地区衛生処理組合との協議について

平成 28 年 2 月 15 日

環 境 部

1 経緯

都南地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている紫波、稗貫衛生処理組合（構成市町：盛岡市、花巻市、矢巾町、紫波町）は、平成 30 年 3 月 31 日をもってし尿及び浄化槽汚泥の受入を終了することとなっている。

平成 30 年度以降の都南地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理については、盛岡地区衛生処理組合（構成市町：盛岡市、滝沢市、雫石町）と協議を進めている。

- (1) 平成 26 年 9 月 紫波、稗貫衛生処理組合より、受入終了の通知
- (2) 平成 26 年 9 月 盛岡地区衛生処理組合へ、都南地域のし尿等の処理に係る協議申入れ
- (3) 平成 26 年 10 月 盛岡地区衛生処理組合より、協議に応じる旨の回答
- (4) 平成 27 年 10 月 市議会定例会において、紫波、稗貫衛生処理組合規約変更及び解散等に係る協議議決
- (5) 平成 27 年 11 月 紫波、稗貫衛生処理組合規約変更及び解散等に係る届出を県へ提出
- (6) 平成 27 年 12 月 盛岡地区衛生処理組合へ、受入に関する調整事項について依頼
- (7) 平成 28 年 1 月 盛岡地区衛生処理組合より、調整事項について通知

2 盛岡地区衛生処理組合からの調整事項

盛岡地区衛生処理組合より回答のあった、受入に関する調整事項については次のとおりである。

- (1) 均等割 10 分の 1 について、都南地域を 1 つの関係市町とみなした額を、盛岡市の負担とすること。（市は盛岡地域及び都南地域で 2/4 負担、滝沢市 1/4・雫石町 1/4 の負担）
- (2) 都南地域からの収集運搬車両について、平成 30 年度までに全ての車両を盛岡市の負担により美装化すること。
- (3) 滝沢市川前自治会から還元施設等の要望があった場合には、盛岡市が対応すること。

3 その他の調整課題

- (1) 盛岡地域と都南地域のし尿収集運搬料金（市民負担）のあり方について

現在、市民が負担しているし尿収集運搬料金は、盛岡地域と都南地域で次表のような差があるため、料金のあり方を検討する必要がある。

地域	収集運搬料金	1 L 当たり	300L の場合	500L の場合
盛岡	10L につき 81 円	8.1 円	2,430 円	4,050 円
都南	18L につき 99 円	5.5 円	1,650 円	2,750 円
	差	2.6 円	780 円	1,300 円

(2) 盛岡地域と都南地域の収集運搬形態及び市負担のあり方について、次の課題がある。

- ① 収集運搬形態が異なることから、平成30年度以降に統一することについて、検討する必要がある。
- ② 都南地域の業者収入における盛岡地域業者収入との差分の解消方法について、検討する必要がある。

4 今後の予定

- (1) 平成28年2月15日 市議会全員協議会
- (2) 平成28年3月下旬 盛岡地区衛生処理組合へ調整事項に対する回答
- (3) 平成28年4月以降 盛岡地区衛生処理組合と協議を継続
- (4) 平成30年4月1日 都南地域のし尿及び浄化槽汚泥を、盛岡地区衛生処理組合で受入処理開始